1. 「多世代の家」政策の背景と重要性 :ドイツの家族政策と近年の出生動向

原 俊彦 札幌市立大学(名誉教授)

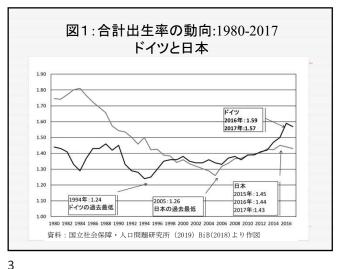
ドイツ「多世代の家」に関する調査研究一人口変動に対応するプログラム

日時:2019年10月2日(火) 会場:東海大学校友会館(霞が関ビル35階)

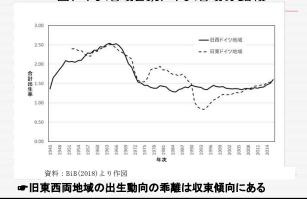
1 2

# 1.「小さな奇跡」はなぜ起きたか?

- □ 2016年にはドイツのTFR (最低値1996年 1.24)は1.59まで回復。「小さな奇跡」と報 じられた(2017年は1.57に後退)。一方、 日本のTFR (最低値2005年1.26)も1.44 まで回復した(2018年には1.42に後退)。
- □ 回復の背景: ①2007年以降のドイツの家 族政策②移民の増加③経済動向。



参考1:合計出生率の動向:1980-2016 西ドイツ地域と東ドイツ地域の比較



(1)2007年以降の「持続可能な家族政策」

- □ 第二次シュレーダー政権(2002-2005)の連邦家族高齢者女性青年省大臣 ·テ・シュミット(第7次家族白書(Bmfsfj 2006:XXIII) \* 2007年の「子ど もと家族を応援する日本」重点戦略
- 家族政策を連邦政府の最重要課題と位置づける。
- 家族を支え、家族と仕事の両立を推進し、子供とともに <u>生きる生活</u>設計が実現されることを<u>持続的に目ざす</u>
- ▶ 家族が必要としているもの:時間,支援のための社会 基盤,所得。地域的な結束をともなう社会的同盟。
- 家族により多くの子供を,社会により多くの家族をも たらすことを目標とする

家族の時間政策

4

- □ 家族の時間政策 Familien-Zeitpolitik:日本の「仕事と 家庭の両立」をめざす「ライフ・ワーク・バランス」政策
- □ 再配分政策:有子家庭の経済的負担への支援
- 児童手当(Kindergeld)の増額:第1子と第2子:月額204ユーロ(約2万5500 円:1ユーロ125円)、第3子同210ユーロ(約2万6250円)、第4子以降は同 235ユーロ(約2万9375円)(2019年)
- 育児手当Erziehungsgeld (一律月額300ユーロ×2年間) ⇒両親手当 Elterngeld (子どもを養育する親の税抜き所得総額の67%×最長14ヶ月(分 割可、パパQT2ヶ月)。2015年から両親手当プラスElterngeldPlus(最高額 半額で28ヶ月まで延長可。
- 要するに所得の「ジェットコースター効果(Achterbahn-Effekt)」(共稼ぎの1 人が所得を失うこと)に対して経済的な補填を行うという考え方

5 6

## 地域インフラ・支援体制の整備

- □ 保育施設の整備: 3歳以上の就学前の幼児に保育施設に通う権利を保障\*青少年支援法改正(1991)⇒両親が共働き、ひとり親、職業訓練中もしくは教育期間中の、3歳未満児のための保育の整備\*保育設置促進法(2005)(州および地方自治体の責務)連邦予算年間15億ユーロを投入。\*日本:特機児童ゼロ作戦(2001-)
- □ 地域をベースとした包括的な家族支援:「多世代の家」と「家族のための地域同盟」\*日本:地方創生2014

②移民の伝統·EU内人口移動

- □ 戦前:ゲルマン民族の大移動、中世以降、国内外との交易・同盟、旧東ドイツ地域(東方移民)、アメリカへの移民、帝国時代:中近東、アジア、アフリカに進出(移民や留学生)。\*戦前の日本も同様
- □ 戦後:ナチス時代の反省:難民・移民・留学生・「奇跡の経済復興」:南欧諸国(ポルトガル、スペイン、イタリア、ギリシャなど)やトルコなどからの外国人労働力(ガストアルバイター)。\*戦後:日系ブラジル人の受け入れ(1989)
- □ 再統合後:EUの中核・域内域外との国際人口移動の 活発化

8

#### 新国籍法と難民問題

7

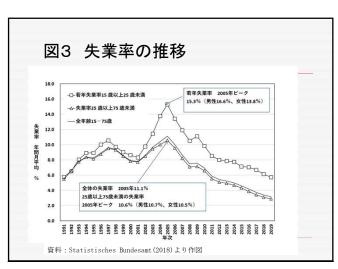
9

- □ 新移民法(国籍法:2000年1月)
- 血統主義に出生地主義を付加。永住意志のある外国人両親の子でドイツ生まれの者にドイツ国籍(満23歳まで二重国籍解消義務)。\*日本:新国籍法(1985)血統主義を両系制に変更
- 高い資格をもつ外国人労働力を対象「グリーンカード」システム の導入。\*日本:新在留資格「特定技能」改正出入国管理法(2019.4)
- □ 2011年シリア内戦⇒アンゲル・メルケル首相が 100万人を超える難民を受け入れ。
- □ 外国籍(2011年7.9%から2017年11.9%)移民系( 2005年17.5%から2017年23.6%)の割合(図2)

10

#### ③失業保険制度改革と好調な経済

- □ 失業保険制度改革(シュレーダー政権末期ハルツ 改革(2002年8月-2005年1月)。失業手当 I (従 前の賃金基準・給付日数制限あり):給付条件(賃 金低下と転居を伴う再就職)・給付日数削減。失業 手当 II (定額日数制限なし):社会扶助と同水準 ⇒2005年を境に失業率が急速に低下(図3)。ただ し、不安定雇用の増加。所得格差の拡大。
- □ 同じ頃、EU域内においてドイツ経済が一人勝ちと もいえる安定期を迎えた(参考2)。

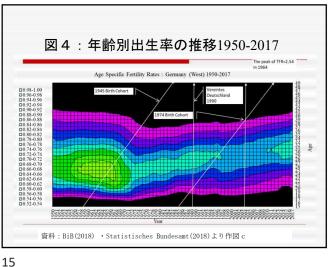




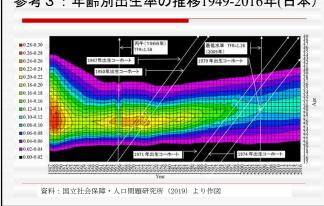
## 2. 晩婚・晩産化によるタイミング効果

- □ 戦後のベビーブームは1966年頃まで続き、15歳から49歳 までの幅広い年齢層で出生率が高まった⇒高年齢の出生 率から低下が始まり(産み納め型の出生抑制)、1970年半 ばまでに安定化(図4)。
- □ 1974年頃から晩婚・晩産化が始まり中心はより高い年齢に シフトし、ピークが低下し幅が広がって行く(図5)。
- □ 2005年以降の回復傾向は1970年後半から続く晩産化によ る高年齢出生の増加にある。
- □ これは「テンポ効果」なので、高齢化⇒高順出生(多子)の 消滅から、長期的にはTFRは1.5から1.6の間で横ばいとな る可能性が高い。

14



参考3:年齢別出生率の推移1949-2016年(日本)



16

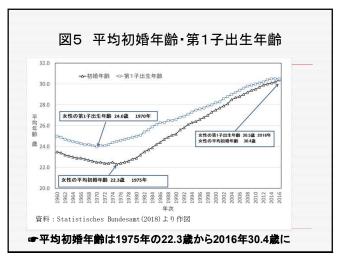
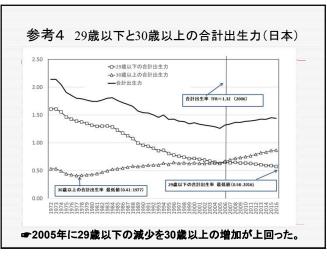


図6 29歳以下と30歳以上の合計出生力 -O-29歳以下の合計出生率 -☆-30歳以上の合計出生率 1.80 1.40 1.20 合計出生率 TFR=1.33 (2006) 0.80 0.60 資料: Statistisches Bundesamt (2018) より作図 ■2006年から30歳以上が29歳以下を上回り、TFRが増加へ。

17 18



3. 移民受け入れと出生動向

- □ 母の外国籍の出生割合:12.6%(1991年)から 15.5%(2007年)まで増加。13.6%(2010年)を まで減少、再上昇し17.3%(2017年)まで増加
- □ 母外国籍の合計出生率:2.04(1991年)から 1.83(2000年)、1.57(2009年)まで低下。2.28 (2016年)まで急上昇している。(図7)
- □ 全体TFRの増加+0.26(2006-2016年)の内+ 0.09、33.0%(外国籍の母)を占める。(表1)
  - ◆10人に2人弱が母外国籍、TFRの上昇の33.0%

20

19

図7 母の国籍別の合計出生力 - 母ドイツ国籍の合計出生率 資料: Statistisches Bundesamt (2018)より作図 ☞外国籍母の合計出生率の上昇が始まったのは2012年から

表1 合計出生率の変化と母外国籍の割合 表1 合計出生率の変化と母外国籍の出生率の割合 母外国籍分 母外国籍割合 TFR 全体 母ドイツ国籍 丹从国籍 (A-B) 0.05 2006 2016 19.6% 13.6% 39.1% 187.0% 139.9% 増加に占める割合 ●全体TFRの増加+0.26(2006-2016年)の内+0.09、33.0% (外国籍の母)を占める

22 21

# 4. 完結出生力(CTFR)は上昇

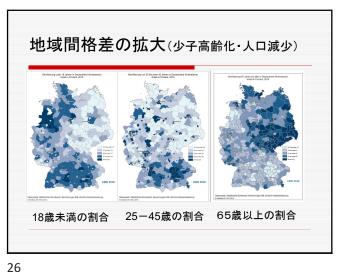
- □ TFRではなく、女性の出生コーホート別の完結 出生力(CTFR)(図8):
- ▶ 1930年の2.12から1933年の2.22(増加) \*戦後のベビー ブーム(1960年頃まで続いた)を反映
- > 1935年の2.17から1960年の1.66(減少)
- ▶ 1961年の1.63から1968-69年の1.49(急減)
- > 1970年の1.51から上昇、1974年は1.57へ。
- □ 1980年代出生コーホートのCTFRは1.6から1.7ぐらいにな るだろう(専門家の意見)。

図8 コーホート合計出生力 2.40 1933年出生 CTFR=2.22 2.20 2.00 1974年出生CTFR=1.57 1.80 1.60 1960年出生 CTFR=1.66 1.20 1968-69年出生CTFR=1.49 1.00 資料: Statistisches Bundesamt(2018)より作図

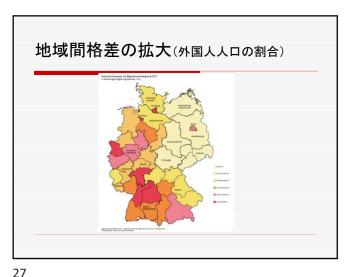
23 24

# 5. ドイツの出生力の回復とその要因

- □ 1970年後半から続く晩産化による高年齢出生の 増加\*テンポ効果
- □ コーホートレベルでの出生力の底上\*カンタム効果
- □ 背景要因(Background Determinants)\*
- ▶ 多様化する家族の変化に合わせた家族政策(保育サービ スの充実、2人稼ぎ世帯への再分配の強化)
- ▶ EU域内、域外からの外国人の受け入れが進み、家族形成 に向かう人口が増えた。
- 失業保険制度改革、EU域内での経済的安定。



25



6. 「多世代の家」政策の重要性

- □ 連邦制の国=地方自治が強い。
- 大都市地域:ベルリン(361万人)、ハンブルグ(183万人)、ミュンヘン (145万人)、ケルン(108万人)、フランクフルト(74万人)
- ▶ 市区町村:11,054(2017)日本1741(2018年)より遥かに多い。全体 の85.6%は人口1万人未満、500人未満20.1%。
- □ 家族の多様化(単身世帯、単親世帯、同棲世帯、同性世 帯、子どものいる世帯の減少、高齢者単独世帯の増加)
- □ 人口減少・増加地区。住宅事情の悪化、外国人の増加。
- □ 地域コミュニティ全体で家族を支える⇒再集住させ地域コ ミュニティ全体を家族化する必要性⇒「多世代の家」政策

28

### 参考文献

佐藤龍三郎、2008、「日本の「超少子化」―その原因と政策対応をめぐって―」特集 I : 第12回厚生政策セ ミナー超少子化と家族・社会の変容―ヨーロッパの経験と日本の政策課題―人口問題研究64ー2(2008.6)

pp.10 - 24 国立社会保障•人口問題研究所、2019、「人口統計資料集2019」

国立に対象 人に回過過が加い。 原 俊彦、2007、「年齢別出生事・年齢別出生順位別出生率の時系列変化 ーサーモグラフ化による分析の 試み 一規模市立大学研究論文集SCU Journal of Design & Nursing ,1(1),5-14 (2007-03-30) Bmfsfj, 2006,Der 7. Familienbericht: Familie zwischen Flexibilität und Verlässlichkeit (Di 25.04.2006) (http://www.bmfsfi.de/)

Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung (BiB), 2018, Demografische Fakten

https://www.bib.bund.de Goldstein, Joshua R. Tomáš Sobotka and Aiva Jasilioniene,2009, The End of 'Lowest-Low' Fertility? Max Planck Institute for Demographic Research, Rostock,www.demogr.mpg.de/papers/working/wp

Statistisches Bundesamt .2018. GENESIS-Online.https://www.destatis.de IMF,2019,World Economic Outlook Database, https://www.imf.org

原 俊彦 (はら としひこ) 札幌市立大学 (名誉教授) 連絡先 (自宅): 〒007-0834 札幌市東区北34条東19丁目3-7 電路-ファクス 011-785-7022 B-mail:t.hara@scu.ac.jp, http://toshi-hara.jp